

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

| ◎ 告 示 | 所管課（室）名 |
|---|-----------|
| ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定 | 福 祉 保 健 課 |
| ・生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出 | 〃 |
| ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出 | 〃 |
| ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立 | 漁 政 課 |
| ・平成29年度定期種畜産検査の結果 | 畜 産 課 |
| ・土地収用法に基づく事業の認定 | 用 地 課 |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | 生 涯 学 習 課 |
| | |
| ◎ 公 告 | |
| ・地籍調査の成果の認証 | 土 地 対 策 室 |
| ・肥料の登録（4件） | 農 業 経 営 課 |
| ・土地改良区の定款変更の認可 | 農 村 整 備 課 |
| ・土地改良区の役員の就退任の届出 | 〃 |
| ・測量の実施 | 建 設 企 画 課 |
| ・一般競争入札の実施 | 生 涯 学 習 課 |
| | |
| ◎ 交 通 局 公 告 | |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | 総 務 課 |
| ・一般競争入札の実施 | 〃 |
| | |
| ◎ 正 誤 | |
| ・平成29年7月4日付け長崎県公報第10641号中 | 林 政 課 |

告 示

長崎県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

| 事業所の名称及び所在地 | | 申請者の名称及び所在地 | | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------|-----------|
| ふくた町薬局 | 長崎県諫早市福田町21-1 | 有限会社 もろお か薬品 取締役 諸岡 健吾 | 長崎県諫早市多良見町化屋786-9 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 平成29年6月1日 |
| ハーモニー薬局 | 長崎県西彼杵郡時津町浦郷264-4 | 有限会社 ハーモ ニー 代表取締役 中嶋 美香 | 長崎県西彼杵郡時津町浦郷264-4 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 平成29年4月1日 |

長崎県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

| 区分 | 事業所の名称及び所在地 | | 届出者の名称及び所在地 | | 変更事項 | 変更年月日 |
|----|-----------------------|----------------------|------------------------------------|-----------------|-------------|-----------|
| 旧 | 医療法人有心会 グ ループホーム茜雲 | 長崎県南島原市有家町山川西寺之前1-2他 | 医療法人有心会 グ ループホーム茜雲 理事長 池田 武士 | 長崎県南島原市有家町山川1-9 | 開設者、 所在地 | 平成29年6月7日 |
| 新 | | 長崎県南島原市有家町山川1-9 | 医療法人有心会 グ ループホーム茜雲 理事長 池田 重成 | | | |

長崎県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

| 事業所の名称及び所在地 | | 申請者の名称及び所在地 | | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------------|-----------|
| 有限会社 ひまわり福祉サービスグループホームひまわり | 長崎県北松浦郡佐々町口石免2166-1 | 有限会社 ひまわり福祉サービス 代表取締役 西 日出海 | 長崎県北松浦郡佐々町松瀬免93-12 | 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成29年7月1日 |

長崎県告示第555号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届け出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 加 入 区 | 漁 業 の 区 分 |
|--------|-----------|
| 石田町加入区 | 第2号漁業 |

長崎県告示第556号

平成29年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 種畜証明書番号 | 検査月日 | 名 号 | 品 種 | 検査成績 | 飼養者住所 | 飼養者氏名 |
|-------------|-------|------|------|------|-------|--------------|
| 21242010001 | 4月26日 | 里広 | 対州馬種 | 1級 | 対馬市 | 対州馬保存会 |
| 21342010001 | 4月26日 | 奏 | 対州馬種 | 2級 | 対馬市 | 対馬市 |
| 21742010001 | 4月26日 | 勇氣 | 対州馬種 | 2級 | 対馬市 | 対州馬保存会 |
| 21742010002 | 4月26日 | 里輝 | 対州馬種 | 2級 | 対馬市 | 対州馬保存会 |
| 21742010003 | 4月26日 | 高輝 | 対州馬種 | 2級 | 対馬市 | 対馬市保存会 |
| 10111786299 | 5月31日 | 安平栄 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10650341584 | 5月31日 | 福姫晴 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10245079861 | 5月31日 | 金太郎3 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10246550369 | 5月31日 | 政一 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10836576366 | 5月31日 | 北福平 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10842998565 | 5月31日 | 秋山花 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10241728114 | 5月31日 | 花勝国 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11337858975 | 5月31日 | 百合幸 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11298986533 | 5月31日 | 鶴江平茂 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11340108937 | 5月31日 | 茂晴23 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 10843051108 | 5月31日 | 勝乃幸 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11337875385 | 5月31日 | 弁慶3 | 黒毛和種 | 特級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11356799785 | 5月31日 | 桃太郎3 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11337868080 | 5月31日 | 勝忠勝 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11382082745 | 5月31日 | 隼勝忠 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11352233962 | 5月31日 | 久忠国 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11343439939 | 5月31日 | 久忠晴 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11445299349 | 5月31日 | 晴安晴 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11445289012 | 5月31日 | 忠太郎 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |

| | | | | | | |
|-------------|-------|--------|------|----|------|--------------|
| 11464602298 | 5月31日 | 金忠勝 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11346296577 | 5月31日 | 美津洋 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11471967588 | 5月31日 | 晴之国 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11477014392 | 5月31日 | 忠敬35の8 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11477013241 | 5月31日 | 西乃茂洋 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11393425098 | 5月31日 | 秀勝 | 黒毛和種 | 2級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11457933286 | 5月31日 | 和彦栄 | 黒毛和種 | 1級 | 平戸市 | 長崎県肉用牛改良センター |
| 11107857245 | 6月1日 | 百合嶺 | 黒毛和種 | 2級 | 西海市 | 大田黒敏治 |
| 11259904736 | 6月1日 | 安富士 | 黒毛和種 | 2級 | 西海市 | 大田黒敏治 |
| 11445360629 | 6月1日 | 浪漫14 | 黒毛和種 | 2級 | 西海市 | 大田黒敏治 |
| 10246966078 | 6月2日 | 勝三宝 | 黒毛和種 | 2級 | 南島原市 | 常岡繁行 |

長崎県告示第557号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 起業者の名称
雲仙市
- 2 事業の種類
雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 長崎県雲仙市吾妻町牛口名字中榎町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
雲仙市役所総務部政策企画課
- 5 事業の認定をした理由

平成29年6月23日付け29雲政企第311号により雲仙市から申請があった雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県雲仙市吾妻町牛口名字中榎町地内における「雲仙市役所・吾妻町ふるさと会館共用駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業で整備する駐車場は、雲仙市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）及びこれに隣接する公の施設の吾妻町ふるさと会館（以下本庁舎と当会館を併せて「本庁舎等」という。）の一部をなすものである。

普通地方公共団体は、本庁舎については地方自治法第4条で、公の施設については同法第244条でそれぞれ、設定又は設置する権限を有しているから、起業者である雲仙市は、普通地方公共団体として本件事業を

施行する権能を有している。

また、雲仙市は、本庁舎並びに各総合支所の計画的な整備を行うため平成24年10月から庁舎整備検討委員会を設置し、「コンパクトで市民に親しまれる庁舎づくり」を基本理念とした庁舎整備計画を策定し、かつ、本件事業に必要な経費について財源処置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、雲仙市において、本庁舎とこれに隣接する吾妻町ふるさと会館共用の来客者用駐車場を整備する事業である。

吾妻町ふるさと会館は、平成5年に、地域の生活文化の振興と社会福祉の増進を図ることを目的として建設された施設で、教育、文化等の生涯学習の活動拠点として、また、小学校や中学校の発表会場や学習施設として、平日、土曜、日曜、祝祭日をとわず、毎日多くの住民が利用しており、平成28年度の利用者は48,400人に上るなど、雲仙市の教育や文化振興等に重要な役割を果たしている。

また、当会館に隣接する本庁舎は雲仙市の行政の拠点であり、平日は、行政に関する各種相談、申請や証明書の交付等を求めて多くの市民が訪れている。

一方、雲仙市は公共交通機関の利便性に恵まれないこともあって、住民の交通移動手段の多くは自家用車に頼っており、毎日、本庁舎等に多くの住民が自家用車で訪れている。

しかしながら、本庁舎等には来客者用駐車場は80台（本庁舎72台、当会館8台）しか確保されておらず、駐車場不足が慢性化している状況である。そして、来客者用駐車場に駐車できない自動車は、本庁舎等敷地の通路等や近隣の市道、民間施設の駐車場に無断駐車されている。そのため、本庁舎等敷地の通路等の人や自動車の安全な通行に支障が生じたり、市道では自動車の円滑な交互交通に支障が生じたり、近隣の民間施設では、来客者用駐車場を無断占領されているため、来客者が減少し、営業活動に支障が生じるなど、本庁舎等の来客者用駐車場不足は深刻な問題となっている。

加えて、雲仙市では、多様化・高度化する市民ニーズや災害発生時の防災拠点化整備に対応するため、平成29年を目途に、現在、本庁舎、吾妻町ふるさと会館、愛野庁舎別館及び千々石庁舎の4箇所に分散している本庁機能を市役所本庁舎と千々石庁舎の2箇所への集約化を進めており、これに伴い、本庁舎への来庁者が増加し、さらに来客者用駐車場が不足することとなるため、来客者用駐車場の確保が緊要の課題となっている。

本件事業が完成すると、本庁舎等来客者に対応できる駐車台数が確保できることはもとより、これにより、本庁舎等に訪れる住民の本庁舎等敷地や近隣の市道、民間施設駐車場への無断駐車問題が解消される。さらに、当会館の利用が行いやすくなり、地域住民の教育文化活動が一層活発化し、雲仙市がめざす「将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」を進めることができる。また、本庁舎においても、来庁者へのサービス向上が図られ、議会の傍聴等も容易となり、市民の市政に対する高まりが期待でき、雲仙市がめざす「市民一人ひとりが主役の協働のまちづくりと効率的で戦略性をもった行政運営」の実現に寄与することが認められる。

イ 失われる公共の利益

本件事業の起業地周辺においては、希少性のある動物・植物の分布等は確認されていない。また、起業地は、埋蔵文化財包蔵地として指定された「永中遺跡」の一部に当たるため、埋蔵文化財の確認調査を実施した結果、遺構及び遺物は確認されなかった。なお、工事施工中に遺構や遺物が発見された場合は、雲仙市教育委員会に連絡の上、その取り扱いについて協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であることが認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、雲仙市において、本庁舎と吾妻町ふるさと会館共用の来客者用駐車場を整備する事業であり、起業者は駐車場の規模について、来客予定者数を基に必要な駐車台数を算定し、適正な施設の規模を算出し決定している。

また、選定にあたっては、本庁舎等に来庁（館）する市民の利便性を考慮し、本庁舎西側農地（案）（以下、「申請案」という。）と本庁舎南側農地（案）（以下、「第2案」という。）による検討が行われている。

申請案に比べ第2案は、本庁舎等までの移動距離が申請案より長く、来庁者の利便性が劣ること、ま

た、農業振興地域内の農地が潰れることとなり、申請案に較べ、土地利用に与える影響が大きいことなどから、申請案が第2案より合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本庁舎等の来客者用駐車場は、慢性的な駐車場不足の状況であり、駐車できない自動車は、本庁舎等敷地の通路等や近隣の市道、民間施設の駐車場に無断駐車されている。そのため、人や自動車の安全な通行等に支障が生じるなど深刻な問題となっている。

加えて、雲仙市では、多様化・高度化する市民ニーズや災害発生時の防災拠点化整備に対応するため、平成29年を目途に、現在、4箇所分散している本庁機能を本庁舎と千々石庁舎の2箇所への集約化を進めており、これに伴い、本庁舎への来庁者が増加し、さらに来客者用駐車場が不足することとなるため、来客者用駐車場の確保が緊要の課題となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。なお、使用の範囲はない。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

長崎県告示第558号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の種類

特定役務の種類は次のとおりとする。

新図書館情報システム構築等業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(7)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる

事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからオまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から平成29年8月29日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票並びに指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 図書館情報システム実績調書（様式第4号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市江戸町2-13

〔名称〕長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室

〔電話〕095-894-3367

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成30年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|--------------|--------|---------------------|------------|
| 対馬市 | 26年度から27年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 対馬市 檜滝第4等2単位 | 平成29年7月20日 |
| 対馬市 | 27年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 対馬市 檜滝第6等2単位 | 平成29年7月20日 |
| 対馬市 | 25年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 対馬市 佐護東里第7 | 平成29年7月20日 |
| 五島市 | 26年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 五島市 浜第一 | 平成29年7月20日 |
| 五島市 | 27年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 五島市 上の平第四 | 平成29年7月20日 |
| 五島市 | 26年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 五島市 繁敷第三 | 平成29年7月20日 |
| 諫早市 | 27年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 諫早市 平山第2 | 平成29年7月20日 |
| 諫早市 | 27年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 諫早市 栗面第2 | 平成29年7月20日 |
| 諫早市 | 27年度から28年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 諫早市 土師野尾第2 | 平成29年7月20日 |
| 長崎市 | 24年度から26年度まで | 地図及び簿冊 | 長崎県 長崎市 東長崎3等3単位 | 平成29年7月20日 |

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成29年 7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|---------------|-------------|---------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------|--|
| 長崎県肥 第673号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機質 NYKチキ ン | 窒素全量 4.0% りん酸全量 10.0% | 長崎県諫早市下大渡野 町2041番地 1 | 長崎油銅工業株式会社 代表取締役 本田 友宏 | 平成29年 7月18日 | 平成29年 7月18日 から 平成35年 7月17日 まで |

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成29年 7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|---------------|-------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------|--|
| 長崎県肥 第674号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機質 NYK 3号 | 窒素全量 7.7% りん酸全量 3.4% | 長崎県諫早市下大渡野 町2041番地 1 | 長崎油銅工業株式会社 代表取締役 本田 友宏 | 平成29年 7月18日 | 平成29年 7月18日 から 平成32年 7月17日 まで |

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成29年 7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|---------------|-------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------|--|
| 長崎県肥 第675号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機質 NYK 4号 | 窒素全量 5.4% りん酸全量 7.5% | 長崎県諫早市下大渡野 町2041番地 1 | 長崎油銅工業株式会社 代表取締役 本田 友宏 | 平成29年 7月18日 | 平成29年 7月18日 から 平成35年 7月17日 まで |

肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成29年 7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | 住所または所在地 | 氏名または名称 | 登録年月日 | 登録の有効期間 |
|---------------|-------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------|--|
| 長崎県肥 第676号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機質 NYK 5号 | 窒素全量 7.4% りん酸全量 6.5% | 長崎県諫早市下大渡野 町2041番地 1 | 長崎油銅工業株式会社 代表取締役 本田 友宏 | 平成29年 7月18日 | 平成29年 7月18日 から 平成32年 7月17日 まで |

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山田原土地改良区
認可年月日 平成29年7月18日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

| 就 任 役 員 理 事 | | 退 任 役 員 理 事 | |
|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| 吹原 繁男 | 雲仙市吾妻町永中名 891 番地 | 川内 輝 | 雲仙市吾妻町永中名 394 番地 |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザ）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 期 間 |
|--------|------------------------------|
| 島原市 一円 | 平成29年7月28日から 平成30年1月31日まで |

一般競争入札の実施（公告）

新図書館情報システム構築等業務委託について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年7月28日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
新図書館情報システム構築等業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成36年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 新図書館情報システム構築等業務委託に関する平成29年7月28日付けの競争入札の参加者の資格等に示し

た入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

(名称) 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室

(電話) 095-894-3367

(提出期限) 平成29年8月29日

4 入札の方法等

(1) この入札は、令第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(4) 入札執行回数は3回を限度とする。3回目までに落札者が決定しない場合は、総合評価点が最も高い入札者と見積の協議を行う場合がある。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。なお、入札書を郵送により提出する場合は、代理人による入札は認められない。

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

(名称) 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室

(電話) 095-894-3367

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書等の交付方法

(期間) この公告の日から平成29年8月29日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(場所) 6の部局とする。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 技術提案書の提出場所及び期限等

(提出場所) 6の部局とする。

(提出期限) 平成29年9月6日17時(必着)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記提出期限内必着のこと。

11 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁新別館8階教育委員会室

(期日) 平成29年9月19日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 平成29年9月15日17時(必着)

(提出先) 6の部局とする。

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の最も高い入札者を落札者とする。さらに、総合評価点が最も高く、かつ技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員に

くじを引かせることとする。

- (2) 技術評価点は、基礎点15点と加算点85点の合計100点とし、基礎点が15点に満たない技術提案書を提出した者は不合格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格評価点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Construction and maintenance of the new library information system
- (2) Fulfillment period :
From a contract day to March 31, 2024
- (3) Time-limit for tender :
17 : 00 September 15, 2017
- (4) Date and time for the opening of tender :
13 : 30 September 19, 2017
- (5) Point of Contact :
New Prefectural Library Construction Office, Lifelong Learning Division, Education Bureau,
Nagasaki Prefectural Government.
2-13 Edo-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-894-3367

新図書館情報システム構築等業務委託 落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた点数（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最も高い者が複数いる場合は、「技術提案書」の得点の高い者を落札者とし、それでも同点の者がいる場合は、くじにより落札者を決定する。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

(2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 100点

価格評価点 100点

(3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

①実施方法 15点

②図書館情報システム全般 75点

③事業実施主体の適格性 10点

(4) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから1項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし、入札書の提出ができない。

(5) 技術評価点の評価は、複数名の審査委員により行う。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数の審査委員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし、技術提案書は不合格とする。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査委員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査委員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

| 評価区分 | 評価 | 採点 |
|------|---------|---------|
| A | 大変優れている | 配点×1.00 |
| B | 優れている | 配点×0.60 |
| C | 普通 | 配点×0.40 |
| D | あまり良くない | 配点×0.20 |
| E | 良くない | — |

※平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

(6) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝100点×（1－入札価格×1.08／予定価格）

※算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

新図書館情報システム構築等業務委託 技術評価点の評価基準表

| 評価項目 | 評価基準細目 | 必須項目 | | 配 点 | | | |
|------------------|--|--|--|------------------------------|---|--------------------------|-----|
| | | | | 基礎点 | 加算点 | 細目計 | 項目計 |
| 一 実施方法 | 新しい図書館の開館スケジュールにあわせた構築スケジュールであり、また、別途調達するシステム機器やネットワーク構築、ICタグ関連業務と連携・調整が可能であるか | 必須 | | 5 | | 5 | 15 |
| | 新図書館情報システムについて、十分な職員研修期間等が確保されているか | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | | 10 6 4 2 0 | 10 | |
| 二 図書館業務への適合 | 新たに整備する図書館等の特性を十分に理解し、円滑な図書館運営を行うための工夫がされているか | 必須 | | 5 | | 5 | 75 |
| | 新たに導入するICタグ及びIC機器や今後、想定する移動図書館車、マイナンバーカードに対応できるシステムとなっているか | 必須 | | 5 | | 5 | |
| 二 図書館情報システム全般 | 事業者特徴 (追加機能提案) | | 利用者サービスの向上に貢献できる独自の追加機能はあるか | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | 5 3 2 1 0 | 5 |
| | | | 新たに整備する図書館としての機能強化に貢献できる独自の追加機能はあるか | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | 5 3 2 1 0 | 5 |
| | 保守体制等 | | 新図書館情報システムの運用・保守段階におけるコストはどうか。また、データベースなどミドルウェアの保守費及び低減を図るための対策はどうか。 | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | 30 18 12 6 0 | 30 |
| | | | 新図書館情報システムの障害時に迅速かつ柔軟な対応が可能か。また、稼働後のアフターフォロー、相談窓口の体制等は十分確保されているか | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | 15 9 6 3 0 | 15 |
| | | | ログの確認やログファイルの肥大化を防止する対応策をどのように行うか。 | | 大変優れている 優れている 普通 あまり良くない 良くない | 10 6 4 2 0 | 10 |
| | | | システム構築体制 | | 4件以上 3件 2件 1件 0件 | 5 3 2 1 0 | 5 |
| 三 事業実施主体の適格性 | システムの構築体制 | 日本国内の公立図書館で図書館情報システムを構築した実績があるか | | 4件以上 3件 2件 1件 0件 | 5 3 2 1 0 | 5 | |
| | | 新図書館情報システムの構築作業において、長崎県内の人材を活用する計画があるか | | ある ない | 5 0 | 5 | |
| 計 | | | | 15 | 85 | - | 100 |

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、交通局が発注する物品の買入れに係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年7月28日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,628キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しない者
 - (3) 資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(2)審査事項のオのみを審査する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から平成29年8月18日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
 - (3) 申請書の提出方法
 - ア 申請者のうち、県資格を取得している者
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
なお、次の(エ)のうち様式第5号から様式第8号については、一連の調達契約に係る入札への参加実績があり、かつ、その審査した内容に変更がない場合に限って提出を省略できるものとする。
 - イ 誓約書

- (イ) 委任状
- (ウ) 印鑑届（様式第3号）
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- (オ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
 - 申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 委任状
 - (ウ) 法人にあつては、次のa及びb
 - a 登記簿謄本
 - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - (エ) 個人にあつては、次のa、b及びc
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - (オ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (カ) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (キ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (ク) 印鑑届（様式第3号）
 - (ケ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
 - （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
 - （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この公告に基づき取得した入札参加資格については、当該公告に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
 - (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)、(2)又は(9)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。
 - (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月28日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名及び予定数量
軽油 1,628キロリットル
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書による

(3) 納入期間

平成29年9月1日から平成29年11月30日まで

(4) 納入場所

- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油 1,484キロリットル 平成29年11月頃
- イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成29年2月10日

(6) 納入方法

交通局が指定する日時に指定する数量を納入すること。

(7) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 一般競争入札の参加者の資格等の公告（平成29年7月28日付け長崎県公報第10648号登載）に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

- (1) 申請の時期 平成29年7月28日から平成29年8月18日まで（県の休日を除く。）
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
（電話）095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) 平成29年7月28日から平成29年8月18日(県の休日を除く。)までの間
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務電算班)
(受領期限) 平成29年8月24日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 開札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階第1会議室
(日時) 平成29年8月25日 午前10時00分
(その他) 開札当日の気象条件(大雨等)から、入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
 - ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
 - ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、付属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Classification of the products:
light oil 1,628KL
- (2) Delivery period
From September 1st, 2017, to November 30, 2017
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than August 24, 2017
- (5) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

発行者 長崎県
 長崎市江戸町二番十三号
 電話代表 (八二四) 二二一六
 直通 (八九五) 二二一六
 印刷所 長崎市中町四二一
 印刷人 川口印刷株式会社
 福太郎

正 誤

平成29年7月4日付け長崎県公報第10641号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------|-------|-------------------|---------------------|
| 3748 | 12 | 1、226の2、226・227合併 | 1、226の2、226・227合併第2 |
| | 21～22 | 226・227合併 | 226・227合併第2 |